

厚生労働大臣表彰（職業能力開発関係）制度の概要

1 目 的

認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進に関してその業績が優良で他の模範となる事業所・団体等を表彰することにより、認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進と技能水準の向上に資するとともに、職業能力開発促進法の趣旨の周知徹底を図る。

2 対象要件

県内に在住する者並びに県内に所在する事業所又は団体で、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 認定職業訓練関係

① 優良事業所・団体

表彰する年度の3年前の4月1日以前に認定職業訓練を開始し、次の事項に該当していること。

- (ア) 訓練の実施状況が極めて優良で、他の模範と認められること。
- (イ) 労働基準法、労働安全衛生法等法令の遵守状況が良好であること。
- (ウ) 訓練が的確に実施され、訓練生の出席率が80%以上であること。
- (エ) 認定職業訓練に関し、原則として県知事表彰又は中央職業能力開発協会会長の表彰を受けていること。

② 功労者

- (ア) 認定職業訓練の振興・育成に多大の貢献が認められていること。
- (イ) 認定職業訓練に係る業務に10年以上従事していること。
- (ウ) 認定職業訓練に関し、原則として県知事表彰又は中央職業能力開発協会会長の表彰を受けていること。

(2) 技能検定関係

① 優良事業所・団体

- (ア) 技能検定に関し、永年にわたり多大な貢献があり他の模範と認められること。
- (イ) 技能検定に関し、原則として県知事表彰又は中央職業能力開発協会会長の表彰を受けていること。

② 功労者

- (ア) 技能検定委員として、通算10年以上従事し、顕著な功績が認められること。
- (イ) 技能検定に関し、原則として県知事表彰又は中央職業能力開発協会会長の表彰を受けていること。

(3) 技能振興関係

① 優良事業所

- (ア) 技能五輪・技能グランプリ・技能まつり等技能振興に関する活動、又は技能労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり多大な貢献があり、他の模範と認められること。
- (イ) 技能振興に関し、原則として県知事表彰又は中央職業能力開発協会会長の表彰を受けていること。

② 優良団体

- (ア) 技能五輪・技能グランプリ・技能まつり等技能振興に関する活動、又は構成事業所等に対して技能労働者の処遇・地位の向上に関し、永年にわたり多大な貢献があり、他の模範と認められること。
- (イ) 技能振興に関し、原則として県知事表彰又は中央職業能力開発協会会長の表彰を受けていること。